

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年1月9日適當と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月28日から同年2月18日まで縦覧に供する。

平成31年1月22日

香川県知事 浜田 恵造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 常次下地区	観音寺市経済部農林 水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 城谷池地区	〃
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 八兵2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大福地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 桧田川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中横井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上杉林地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 残水西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下組2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上の段地区	〃